

「えひめいやしの南予」平成29年度誘客促進事業(バス助成)実施要項

1 趣旨

南予広域連携観光交流推進協議会は、県外から南予への誘客を促進するため、旅行会社が造成する募集型企画旅行の経費の一部に対して、予算の範囲内で助成金を交付する。

2 助成対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)及び同法施行規則(昭和46年運輸省令第61号)の規定による第一種旅行業、第二種旅行業、第三種旅行業及び地域限定旅行業の登録を得ている者

3 助成対象期間

平成29年4月1日～12月31日までの間に催行される募集型企画旅行(出発日基準)

4 助成要件

- ①発地は県外であること。
- ②愛媛県南予地域(宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町)の観光施設を3か所以上旅程に組み込むこと。
- ③県外からの参加者が、15名以上(実績ベース)であること。
※乗務員・添乗員等は、参加人数から除くこと。なお、添乗員は必須ではない。
- ④募集チラシ等に「えひめいやしの南予 応援ツアー」と記載するとともに「えひめいやしの南予」のロゴを掲載すること。
- ⑤「学校行事として実施する旅行」、「国、地方公共団体、公的団体が実施する会議、研修旅行」又は「宗教活動、政治活動を目的とした旅行」でないこと。

5 助成対象経費及び助成額

- ①助成対象経費 バス借用費
- ②助成額 バス1台あたり20,000円
- ③加算額

ア	南予地域に宿泊する場合	20,000円
イ	発地が中国四国地域以外の場合	10,000円
ウ	「食の南予カルトナーージュ」を食事に組み込む場合	10,000円

※加算額はバス1台あたり。ア、イ及びウは併用可

※「食の南予カルトナーージュ」概要は別紙参照

- ④上限額 バス借用費の半額

6 助成限度額

- 1事業所あたり 120,000円
- 1商品あたり 60,000円

7 予算額

- 1,000,000円 ※予算がなくなり次第終了

8 申請

助成を希望する旅行業者は、助成金交付申請書（様式第1号）と関係書類を会長へ提出する。

9 申請期間

申請の受付は、平成29年10月31日までとする。（郵送の場合、当日消印有効）ただし、助成金は予算の範囲内で交付することとし、予算額（100万円）に達した時点で終了とする。（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する。）

10 助成金の交付決定

助成金については、提出のあった申請書の内容等を審査の上、予算の範囲内で決定し、書面で通知する。

11 中止等の連絡

交付決定を受けた旅行商品が中止又は要件を満たさなくなった場合（天候等により旅行行程を変更し、要件を満たさなくなった場合を含む。）は、速やかに中止等報告書（様式第2号）を提出する。

12 実績報告および請求

助成金の交付を決定した旅行商品の催行後、20日以内に実績報告書（様式第3号）を提出する。実績報告書を審査のうえ、適当と認められれば、助成金精算払請求書（様式第4号）を提出する。

13 その他

会長は、虚偽の申請又はその他不正の手段により助成金の交付を受けた申請者に対しては、交付決定を取り消すことができる。

この要項に定めるもののほか、「えひめいやしの南予」平成29年度誘客促進事業（バス助成）の実施について必要な事項は別に定める。

14 申請先及び問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
南予広域連携観光交流推進協議会松山事務所
愛媛県経済労働部観光交流局 観光物産課観光まちづくりグループ
TEL 089-912-2492 FAX 089-912-2489

附 則

この要項は、平成29年3月17日から施行する。